

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年12月27日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 池田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和6年度税制改正大綱 Part I 個人所得税（金融・証券税制等）

1. 所得税・個人住民税の定額減税

(1)特別控除額…令和6年分の所得税及び個人住民税（所得割の額）から、それぞれ右図の特別控除額を控除する。

※1 令和6年分の所得税等に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与所得金額のみ2,000万円）である場合に限る。

※2 国外居住者を除く ※3 令和7年度分の所得割額から控除
 (2)実施方法（所得税）

①給与所得者…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含む）の源泉徴収税額から控除（控除しきれない金額は以後令和6年中に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から順次控除）（注）同一生計配偶者…源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者

②不動産所得・事業所得者等（原則）…確定申告書提出の際に所得税額から控除

③不動産所得・事業所得者等（予定納税対象者）

・本人…令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額から控除（控除しきれない金額は第2期分予定納税額から控除）

・同一生計配偶者等分…予定納税額の減額の承認の申請により、予定納税額から控除

（注）第1期分予定納税の納期を7/1～9/30（現行7/1～7/31）、減額承認申請の期限を7/31（現行7/15）とする。

(3)実施方法（個人住民税）

①給与所得に係る特別徴収の場合

令和6年6月分は特別徴収を行わず、7月～翌年5月分に特別控除後の住民税を11分の1ずつ毎月の給与から徴収

②普通徴収の場合…令和6年分の個人住民税に係る第1期分の納付額から控除（控除しきれない金額は順次控除）

税目	種別	特別控除額
所得税	本人(※1)	3万円
	同一生計配偶者(居住者に限る)	3万円/人
	扶養親族(居住者に限る)	3万円/人
個人住民税 (所得割)	本人(※1)	1万円
	控除対象配偶者(※2)	1万円/人
	扶養親族(※2)	1万円/人
	控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(※2、3)	1万円/人

2. ストックオプション税制

(1)契約の要件について行使により交付される株式が株式会社により管理等がされている場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託をするという要件を不要とする。

(2)権利行使価額の限度額の引き上げ

①設立の日から5年未満の株式会社…2,400万円（現行1,200万円）

②設立の日から5年以上20年未満である株式会社（上場株式等の発行会社以外又は上場株式等の発行会社のうち上場等の日から5年未満であるもの）…3,600万円（現行1,200万円）

3. エンジェル税制

(1)特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、譲渡損失の繰越控除等について特定株式の取得に要した金額に新株予約権の取得を追加及び特定株式を一定の信託を取得した場合を追加。

(2)特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について国家戦略特別区域法、地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社について①株式の発行期限を2年延長②申請書へ一定の書類を添付不要とする。

4. NISAの利便性向上等

(1)非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権の行使等に際して金銭の払込みをして取得した上場株式等

①非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して払込みをすること等一定の要件を満たす場合に限り、特定非課税管理勘定に受け入れることができる。

②非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の分割等により取得する上場株式等の範囲から除外する。

③特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に追加する。

(2)金融商品取引業者等の要件

国外株式の配当等支払の取扱者で、非課税口座において当該株式のみを管理していることその他の要件を満たす場合には、口座管理機関に該当することの要件を不要とする。

5. 国民健康保険税

(1)後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行22万円）に引き上げる。

(2)国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を以下のとおり引き上げる。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得…被保険者等の数×29.5万円（現行：29万円）

2割軽減の対象となる世帯の減額判定所得…被保険者等の数×54.5万円（現行：53.5万円）

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 池田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和6年度税制改正大綱 Part II 土地・住宅税制・資産課税

1. 住宅借入金等特別控除について【所得税・住民税】

①子育て特例対象個人((イ)40歳未満であって配偶者を有する者(ロ)40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者又は19歳未満の扶養親族を有する者)が、認定住宅等の新築又は買取再販認定住宅等を取得して令和6年1月1日～12月31日までの間に居住の用に供した場合は、借入限度額を次のとおりとして住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

②床面積要件の緩和措置(40㎡以上)について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用。

2. 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の特別控除の延長等【所得税・住民税・法人税】

1,500万円特別控除の適用期限を令和8年12月31日まで3年延長する。

3. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長【所得税・住民税】

長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を令和7年12月31日まで2年間延長する。

4. 居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の延長等【所得税・住民税】：適用期限を令和7年12月31日まで2年延長

(1)個人が買替資産の住宅借入金等に係る債権者に対して住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の適用申請書を提出している場合、残高証明書の確定申告書等への添付を不要。(令和6年1月1日以後の譲渡について適用)
 (2)特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を延長。

5. 既存住宅等の特別控除の延長等【所得税】：適用期限を令和7年12月31日まで2年延長

(1)既存住宅の耐震改修をした場合
 (2)特定の改修工事をした場合について適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下(現行:3,000万円以下)に引き下げ、エアコンディショナーの省エネルギー基準達成率を107%以上(現行:114%以上)に変更し、延長。
 (3)認定住宅等の新築等をした場合、対象者の合計所得要件を2,000万円以下(現行:3,000万円以下)に引下げ延長

6. 固定資産税等の負担調整措置の延長【固定資産税】

(1)土地に係る固定資産税等の負担調整措置
 ①宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年から令和8年までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続。
 ②据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。
 (2)①新築住宅に係る固定資産税②新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税③耐震改修等を行った一定の住宅に係る固定資産税④バリアフリー改修を行った一定の住宅に係る固定資産税⑤省エネ改修を行った一定の住宅に係る固定資産税、の軽減措置の適用期限を令和8年3月31日まで2年延長する。

7. 登録免許税の税率の軽減措置の延長【登録免許税】：適用期限を令和9年3月31日まで3年延長

①住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(軽減税率:0.15%)
 ②住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(軽減税率:0.3%)
 ③住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(軽減税率:0.1%)
 ④特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(軽減税率:0.1%)
 ⑤認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(軽減税率:0.1%)
 ⑥特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有者の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(軽減税率:0.1%)

8. 印紙税の税率の特例措置の延長【印紙税】

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで3年延長する。

9. 不動産取得税の特例措置の延長【不動産取得税】

(1)以下の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで3年延長。
 ①宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置
 ②住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置
 (2)以下の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで2年延長。
 ①新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置②新築住宅特例が適用される住宅の用に供する土地に係る減額措置(床面積の2倍(200㎡を限度)相当額等の減額)について、土地取得後から住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置③新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年12月27日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神藤
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和6年度税制改正大綱 PartⅢ 消費課税

1. 国外事業者に係る消費税の課税の適正化

(1) プラットフォーム課税の導入

- ① 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、下記②の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「特定プラットフォーム事業者」という。）を介してその対価を収受するものは、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。
- ② 国税庁長官はプラットフォーム事業者のその課税期間において上記①の対象となる電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超える場合、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者と指定する。
- ③ 上記②の要件の該当者は、その課税期間の確定申告書提出期限までにその旨を国税庁長官に届出なければならない。
- ④ 国税庁長官は特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対しその旨を通知し、当該特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称等についてインターネットを通じて速やかに公表。指定を受けた特定プラットフォーム事業者は上記①の対象の国外事業者に対しその旨を通知するものとする。
- ⑤ 特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に上記①の対象となる金額等を記載した明細書を添付するものとする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用することとし、特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出については、所要の経過措置を講ずる。

(2) 事業者免税点制度の特例の見直し

- ① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外する。
- ② 資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行う。
- ③ 資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人を加えるほか、上記②と同様の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

(3) 簡易課税制度等の見直し

その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者は、簡易課税制度の適用を認めない。適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用についても同様とする。

(注) 上記の改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

2. 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の抜本的な見直し

外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、免税販売の要件として、新たに政府の免税販売管理システムを通じて取得した税関確認情報（仮称）の保存を求めることとし、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る。

(注) 上記の「税関確認情報（仮称）」とは、免税店で免税購入対象者が免税購入した物品を税関長が国外に持ち出すことを確認した旨の情報をいう。

3. その他

(1) 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合を加える。

(注) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う金又は白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金又は白金の地金等について適用する。

(2) 消費税の不正受還付犯（未遂犯を含む。）の対象に、偽りその他不正の行為による更正の請求に基づく還付を加える。

(注) 上記の改正は、法律の公布の日から起算して10日を経過した日以後にした違反行為について適用する。

(3) 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機等による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満のものに限る。）については、帳簿への住所等の記載を不要とする。

(注) 上記の改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

(4) 簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置適用事業者が、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10を乗じた金額とすることが認められることを明確化するほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しを行う。

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 池田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和6年度税制改正大綱 PartⅣ相続・贈与税

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置：令和8年12月31日まで3年延長

非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件（令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用）について次のとおりとする。

(1)住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合

…断熱等性能等級5級以上（現行：4以上）かつ一次エネルギー消費量等級6以上（現行：4以上）

(2)住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合

…断熱等性能等級4級以上（現行：4以上）又は一次エネルギー消費量等級4以上（現行：4以上）であり、かつ、

①令和5年12月31日以前に建築確認を受け、②令和6年6月30日以前に建築されたもの。

2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例

適用期間を令和8年12月31日まで3年延長する。

3. 非上場株式等及び個人の事業用に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例

特例承継計画の提出期限を令和8年3月31日まで2年延長する。

令和6年度税制改正大綱 PartⅤ 納税環境整備

1. GビズIDとの連携による e-Tax の利便性の向上

所要の法令改正等を前提に、法人が、GビズID（法人共通認証基盤）（一定の認証レベルを有するものに限る。）を入力して、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等又は国税の納付を行う場合には、その申請等を行う際の識別符号及び暗証符号の入力、電子署名並びにその電子署名に係る電子証明書の送信又はその国税の納付を行う際の識別符号及び暗証符号の入力を要しないこととする。

2. 処分通知等の電子交付の拡充（注）改正は、令和8年9月24日から施行する。

電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うことができる処分通知等について、次の措置を講ずる。

(1)法令上全ての処分通知等について、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うことができることとする。

(2)電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により処分通知等を受ける旨の同意について、処分通知等に係る申請等に併せて行う方式を廃止し、あらかじめ、メールアドレスを登録して、その同意を行う方式とする。

3. 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加える。（注）改正は令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に適用。

（注）偽りその他不正の行為により国税を免れた場合等に、延滞税の計算期間から一定の期間を控除する特例が不適用となる措置について隠蔽し又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出した一定の場合が対象となることを明確化。

4. 保全差押え等を解除しなければならない期限の整備：適用期限 令和7年1月1日以後

納税義務があると認められる者が不正に国税を免れたことの嫌疑等に基づき一定の処分を受けた場合における税務署長が決定する金額（保全差押金額）を限度とした差押え（以下「保全差押え」）又はその保全差押金額について提供されている担保に係る国税について、その納付すべき額の確定がない場合におけるその保全差押え又は担保を解除しなければならない期限を、その保全差押金額をその者に通知をした日から1年（現行：6月）を経過した日までとする。

5. その他

(1)災害損失欠損金額の繰越控除の適用に係る所要の措置

災害が発生した日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額につき仮決算の中間申告書の提出により法人税額の還付を受けた場合の法人住民税法人税割、法人事業税所得割に、次の措置を講ずる。

①当該中間期間の属する事業年度の法人住民税の法人税割の課税標準となる法人税額から当該災害損失欠損金額につき還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額については翌事業年度以降に控除することとする。

②当該中間期間の属する事業年度の法人事業税の所得の計算上、当該還付を受けた金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額に相当する金額は益金算入せず、当該事業年度に生じた欠損金額について、繰越控除制度を適用する。

（注）上記の改正は、令和6年4月1日以後に終了する事業年度から適用する。

(2)新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告の見直し

新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとする。

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年12月27日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 吉田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和6年度税制改正大綱 Part VI 法人税制&国際課税

1. 賃上げ促進税制

(1)雇用者給与等支給額増加税額控除制度の改正(令和9年3月31日まで延長)※所得税も同様

- ①税額控除率を10%(現行15%)に引き下げ。
 ②税額控除率の上乗せ措置を右図の通り。
 ③給与等支給額から控除する金額に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれない。

	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援 【新設】※	合計控除率
【大企業】	+3%	10%			20%
資本金1億円超	+4%	15%			25%
従業員2,000人超	+5%	20%	+5%	+5%	30%
	+7%	25%			35%

※プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合

	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援 【新設】※	合計控除率
中堅企業(資本金1億円超 従業員2,000人以下)	+3%	10%			20%
【新設】	+4%	25%	+5%	+5%	35%

※プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合又はえるぼし認定(3段階目)

	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援 【新設】※	合計控除率
中小企業	+1.5%	15%			30%
	+2.5%	30%	+10%	+5%	40%

※プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合又はえるぼし認定(2段階目以上)

(2)大企業につき研究開発税制(特定税額控除規定)の適用不可措置見直し(令和9年3月31日まで延長)※所得税も同様

- ①給与等支給額の適用要件に常時使用従業員数2千人超で前事業年度が黒字の場合を追加。
 ②国内設備投資額に係る要件を当期償却費総額の40%(現行:30%)超に。
 ③継続雇用者等支給額の判定の際に控除する金額から看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額は含めない。

(3)M&Aのための中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充(産業競争力強化法改正を前提)

中小企業再編投資準備金として積み立てた金額のその事業年度における損金算入できる金額を70%から次の株式区分に応じて次の割合を乗じた金額とし、準備金の据置期間を10年(現行:5年)に拡充する。

- ①その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等 90%②これ以外の株式等 100%

2. 生産性向上・供給力効果に向けた国内投資の促進

(1)戦略分野国内生産促進税制の創設(産業競争力強化法改正を前提)※認定日以後10年以内の日を含む事業年度に適用青色申告法人で改正法の施行から令和9年3月31日までの間に認定された事業適応事業者が認定計画に記載された商品を生産する場合において新設又は増設に係る取得等をし、事業に供した時は以下の少ない金額の税額控除ができる。

- ①その商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額
 ②その取得価額を基礎とした金額(既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く)

ただし、税額控除の額はデジタルトランスフォーメーション投資促進税制による控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制による控除税額との合計で当期の法人税額の40%(半導体生産用資産にあっては20%)を上限とし、控除限度超過額は4年間(半導体生産用資産にあっては、3年間)繰り越し可。

(注1)上記の「産業競争力基盤強化商品」とは半導体、電動車、鉄鋼、基礎科学品、航空機燃料など

(2)イノベーションボックス税制の創設(令和7年4月1日から令和14年3月31日に開始する事業年度に適用)

特定特許権等の譲渡又は貸付を行った場合には右図により算出した金額又は当期の所得金額のいずれか少ない金額の30%に相当する金額を損金算入することができる。

その特許権譲渡等に
係る所得金額

× $\frac{\text{下記のうち金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額}}{\text{当期及び前期以前に生じた研究開発費の金額のうちその特許権譲渡等取
引に係る特許権等に直接関連する研究開発費に係る金額の合計額}}$

(3)研究開発税制の見直し(令和8年4月1日以後に開始する事業年度に適用)。※所得税も同様

- ①国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費を除外。②税額控除率の下限(現行1%)を撤廃
 ③一般試験研究費額に係る税額控除について増減試験研究費割合が0に満たない場合、税額控除率を次の通り見直す。
 イ.令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度 8.5%+増減試験研究費割合×8.5/30
 ロ.令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度 8.5%+増減試験研究費割合×8.5/27.5
 ハ.令和13年4月1日以後に開始する事業年度 8.5%+増減試験研究費割合×8.5/25

(4)法人が有する市場暗号資産に該当し譲渡についての制限等が付されている暗号資産の期末における評価額

評価方法(原価法・時価法)を種類ごとに選定し計算した金額とし、その暗号資産を取得した事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならない(自己の発行する暗号資産で発行時から継続保有するもの及び評価方法を選定しなかったものは原価法による評価額とする)

(5)特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式を取得した場合の課税の特例(オープンイノベーション促進税制)の適用期限を2年延長する。

3. 交際費等の損金不算入制度拡充と延長(令和9年3月31日に延長)

- ①損金不算入となる交際費等から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下(現行:5千円以下)に引き上げる。(令和6年4月1日以後に支出する飲食費に適用)
- ②接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長する。

4. 外形標準課税の対象法人の見直し

(1)減資への対応(令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

現行の基準(資本金1億円超)を維持し当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円超の法人も外形標準課税の対象とする。

(2)100%子法人等への対応(令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

①資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、当該事業年度の末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

②令和9年3月31日までに特別事業再編計画の認定を受けた事業者が認定計画に従って行う措置として他の法人の株式等を取得等し、取得等の日以降も引き続き株式等を有している場合には他の法人に対する法人事業税は取得等の日以後5年を経過する日の属する事業年度までは対象外。(資本金1億円超又は上記①の対象の場合は対象外)

(注1)上記②により従来課税方式で計算した税額を超える額のうち以下の金額を当該事業年度に法人事業税から控除

イ.令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 超過額×2/3

ロ.令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 超過額×1/3

5. その他の租税特別措置等

(1)カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について次の措置を講ずる。※所得税も同様

①中小企業者が生産工程効率化等設備の取得等をする場合の特別償却率及び税額控除率を区分に応じて次の率とする。

イ.炭素生産性向上率17%以上 特別償却率50%又は税額控除率14%

ロ.炭素生産性向上率10%以上 17%未満 特別償却率50%又は税額控除率10%

②対象資産の範囲に一定の鉄道用車両を加え、需要開拓商品生産設備並びに生産工程効率等設備のうち市場に流通している照明設備及び対人空調設備を除外。

③事業適応計画の認定要件の炭素生産性向上率について15%以上(中小企業者:10%以上)に引き上げ。(現行:7%以上)

④中小企業者以外の法人が生産工程効率化等設備の取得等をする場合の措置の適用要件について事業所等の炭素生産性向上率を20%以上(現行:10%以上)に引き上げ。

⑤事業適応計画の認定要件のうち炭素生産性向上率に係る要件及び税額控除率を引き上げ措置の適用要件に上記③及び④のほか、炭素生産性向上率を計算する際に電気の排出係数による影響等を除外する等。

⑥令和8年3月31日までに事業適応計画の認定法人とし対象資産3年以内に取得等し事業の用に供する資産とする。

(注1)令和6年4月1日以前に認定の申請をした事業適応計画に従い同日以後に取得等をする資産は本制度不適用

(2)中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置及び対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限を令和8年3月31日に延長する。

(3)地域経済牽引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除※所得税も同様

①特別償却率及び税額控除率引き上げ措置に一定の要件をすべて満たすことにつき主務大臣の確認を受けたことを追加し、対象資産の税額控除率を6%(現行:5%)に引き上げ。

②特別償却率及び税額控除率の引き上げ措置適用要件のうち労働生産性伸び率要件について5%(現行:4%)に引き上げ

(4)地方活力向上地域等で特定建物等を取得した場合の措置の対象に一定の建物等を追加し、取得価額の要件を3,500万円以上(現行:2,500万円以上)に引き上げ、本制度対象となる金額の上限(合計額)を80億円とする。

(4)環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度について基盤確立事業用資産に係る措置につき次の見直し、制度の適用期限を2年延長する。※所得税も同様

①専ら化学的に合成された肥料又は農薬に代替する生産資材(普及が十分でないものに限る。)を生産するために用いられる機械等及びその機械等と一体的に整備された建物等につき認定の際に確認が行われたものとする。

②この措置の適用は確定申告等に認定基盤確立事業実施計画の写しを添付しなければならない。

(5)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 ※適用期限の延長は所得税も同様

対象法人からe-Taxにより法人税の確定申告等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものを除外(現行:500人超)し、令和8年3月31日に延長する。

(6)買戻条件の付された一定の種類株式について買戻しが行われた場合の譲渡法人の課税上の取扱いを明確化する

【国際課税】グローバル・ミニマム課税の見直し及び非居住者に係る報告制度の整備等

(1)国際最低課税額に対する法人税等の見直し(外国関係会社の令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

昨年度、所得合算ルール(IIR)の創設に続き、軽課税所得ルール(UTPR)の追加。

(2)非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備(令和8年1月1日から)

①報告暗号資産交換業者等と営業所等を通じて暗号資産等取引を行う場合、届出書を営業所等の長に提出しなければならない。(注1)届出書の記載事項は電磁的方法による提供も可(注2)営業所等の長は届出書等内容の確認義務がある。

(3)非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直し

①報告金融機関等の範囲に電子決済手段等取引業者及び特定電子決済手段等を発行する者を追加。

②特定取引の範囲に特定電子決済手段等の管理に係る契約の締結及び特定電子決済手段等の発行による為替取引に係る契約の締結及び暗号資産、電子決済手段又は電子記録移転有価証券表示権利等の預託に係る契約の締結追加。